

別紙関係団体理事等 殿

海事局長（公印省略）

原動機の放出量確認等業務要領の一部改正について

原動機製作者等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の4に規定する原動機製作者等をいいます。）による船舶用原動機の燃料消費率に関するデータ改ざん事案が相次いで発覚しました。不適切行為を行った原動機製作者等から国土交通省に報告された内容及び対外的に公表された資料によると、不適切行為の直接的な動機は、原動機性能の中でも重要な要素である燃料消費率を顧客に提示している仕様値に近づけることで、顧客からの苦情を回避すること及び生産工程への影響を回避すること等とされていました。海事局においては、有識者からなる「船用エンジンにおけるNO<sub>x</sub>放出量確認試験の適切な実施に係る検討会」を設置し、その議論・検討を踏まえて不適切行為を防止するための対策についてとりまとめました。当該取りまとめにおいて、原動機製作者等に対する監督強化を国が講ずるべき対策の一つとしてあげており、今般の通達改正はこの対策を実行に移すためのものです。具体的には、原動機からのNO<sub>x</sub>放出量確認の試験及び認証等に関する要件について規定している標記通達の一部を別添のとおり改正し、令和8年7月1日に代表原動機のNO<sub>x</sub>放出量確認の申請が行われるものから適用することとしましたので、ご了解頂きますようお願いいたします。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願いいたします。

## (送付先関係団体)

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	部			長
共有船舶建造支援部				
日本小型船舶検査機構	理	事		長
一般財団法人 日本海事協会	副	会		長
一般財団法人 日本船舶技術研究協会	専	務	理	事
一般財団法人 日本船用品検定協会	常	務	理	事
一般社団法人 海洋水産システム協会	会			長
一般社団法人 全国船舶無線協会水洋会部会	事	務	局	長
一般社団法人 大日本水産会	専	務	理	事
一般社団法人 日本海事代理士会	会			長
一般社団法人 日本外航客船協会	常	務	理	事
一般社団法人 日本港湾タグ事業協会	専	務	理	事
一般社団法人 日本作業船協会	会			長
一般社団法人 日本船主協会	理	事		長
一般社団法人 日本船舶電装協会	専	務	理	事
一般社団法人 日本船舶品質管理協会	専	務	理	事
一般社団法人 日本造船工業会	専	務	理	事
一般社団法人 日本中小型造船工業会	専	務	理	事
一般社団法人 日本長距離フェリー協会	常	務	理	事
一般社団法人 日本船用機関整備協会	専	務	理	事
一般社団法人 日本船用工業会	専	務	理	事
一般社団法人 日本旅客船協会	会			長
公益社団法人 日本海難防止協会	会			長
全国内航タンカー海運組合	会			長
全日本海員組合	組	合		長
日本内航海運組合総連合会	理	事		長
American Bureau of Shipping			Vice President, Japan	
DNV AS			Country Manager, Japan	
Lloyd's Register Group Limited			General Manager, Japan	
ビューローベリタスジャパン株式会社	船	級	部	門
				長

○原動機の放出量確認等業務要領

(棒線の部分は改正部分、二重棒線の部分は新設)

改 正 後	現 行	備 考
IV 事務取扱要領関係	IV 事務取扱要領関係	
1章 申請書の受付	1章 申請書の受付	
<p>1. 本章は、次に掲げる手続きに関する要領を記載する。          なお、⑦については、2010年7月1日の2次規制に係る放出量確認事務の開始に先立ち、規制適合の確認を受けたいという原動機製作者等の要望により(財)日本海事協会(以下「NK」という。)及び日本小型船舶検査機構(以下「JCI」という。)が事前に放出量確認と及び原動機取扱手引書の承認を行い、2009年5月(JCIについては、同年8月)から2010年6月までの間に鑑定書を交付したところであるが、それらに対する取扱いを記載するものである。          ④から⑥については、法令上、原動機取扱手引書の変更の承認を規定していないことによる原動機取扱手引書に対する取扱いを記載するものである。</p>	<p>1. 本章は、次に掲げる手続きに関する要領を記載する。          なお、⑦については、2010年7月1日の2次規制に係る放出量確認事務の開始に先立ち、規制適合の確認を受けたいという原動機製作者等の要望により(財)日本海事協会(以下「NK」という。)及び日本小型船舶検査機構(以下「JCI」という。)が事前に放出量確認と及び原動機取扱手引書の承認を行い、2009年5月(JCIについては、同年8月)から2010年6月までの間に鑑定書を交付したところであるが、それらに対する取扱いを記載するものである。          ④から⑥については、法令上、原動機取扱手引書の変更の承認を規定していないことによる原動機取扱手引書に対する取扱いを記載するものである。</p>	
①～⑨ (略)	①～⑨ (略)	
<p>2. 放出量確認及び原動機取扱手引書承認の場合における「放出量確認及び原動機取扱手引書承認申請書」の受理については、次のとおり申請書の記載事項及び添付書類を確認すること。          なお、本項に係る確認については、附属書 [1] によること。</p>	<p>2. 放出量確認及び原動機取扱手引書承認の場合における「放出量確認及び原動機取扱手引書承認申請書」の受理については、次のとおり申請書の記載事項及び添付書類を確認すること。          なお、本項に係る確認については、附属書 [1] によること。</p>	
① 放出量確認等申請書(第一号の二の四様式(検査規則第1条の9関係))	① 放出量確認等申請書(第一号の二の四様式(検査規則第1条の9関係))	
(略)	(略)	
<p>② 放出量確認等申請書の添付書類          確認事項(以下の書類が添付されていることを確認すること。)          → <u>(1)～(9)に掲げる</u>書類については、EIAPP 証書の交付後に申請者に返付して差し支えない。          → <u>(10) 及び (11) に掲げる書類は令和8年7月1日以降に代表原動機の放出量確認の申請が行われる場合のみ添付とする。以降変更がない場合は (10) 及び (11) の書類に代えて、申出書を提出させることで差し支えない。</u></p>	<p>② 放出量確認等申請書の添付書類          確認事項(以下の書類が添付されていることを確認すること。)          → <u>なお、以下の</u>書類については、EIAPP 証書の交付後に申請者に返付して差し支えない。</p>	
(1)～(9) (略)	(1)～(9) (略)	

改正後	現行	備考
(10) 原動機製作者等のNOx計測に係る部署及びその役割を説明する書類	(新設)	
(11) 以下に掲げる機器及び当該機器に接続されるもの（自動化された計測装置が使用される場合は、情報処理端末等測定、分析及び表示に用いる機器などすべて）の製造者、型式を記載した書類 ・排気ガス成分の計測に使用する分析器 ・燃料消費量、出力及び温度の計測に使用する機器	(新設)	
附属書〔1〕 原動機の放出量確認等	附属書〔1〕 原動機の放出量確認等	
1. 一般（略）	1. 一般	
（略）	（略）	
2. 原動機の放出量確認	2. 原動機の放出量確認	
2.1 適用	2.1 適用	
（略）	（略）	
2.2 放出量確認の概要	2.2 放出量確認の概要	
2.2.1 放出量確認の手順 重み付け係数を考慮したNOxの放出量が、2.4.4に規定する原動機の定格回転速度における放出基準値以下であることを2.4に規定する試験台におけるNOx計測試験により確認する。 なお、製造工場等における原動機の放出量確認の手順を示したフローチャートを図1に示す。	2.2.1 放出量確認の手順 重み付け係数を考慮したNOxの放出量が、2.4.4に規定する原動機の定格回転速度における放出基準値以下であることを2.4に規定する試験台におけるNOx計測試験により確認する。 なお、製造工場等における原動機の放出量確認の手順を示したフローチャートを図1に示す。	
1) 書類確認(I段階)	1) 書類確認(I段階)	
①（略）	①（略）	
② ①に掲げる書類により以下の事項について確認すること。	② ①に掲げる書類により以下の事項について確認すること。	
イ.～チ.（略）	イ.～チ.（略）	
リ. 自動化された計測装置を用いる場合、当該装置について、物理的に操作を防止する方法又は厳格なプログラムの更新履歴の管理等により、改ざんを防止するなどの措置がとられていることを確認すること。	(新設)	
2.2.2～2.2.4（略）	2.2.2～2.2.4（略）	

改正後	現行	備考
2.3 原動機取扱手引書(パラメータに関する記録を含む)	2.3 原動機取扱手引書(パラメータに関する記録を含む)	
(略)	(略)	
2.4 試験台におけるNOx計測試験	2.4 試験台におけるNOx計測試験	
2.4.1 試験の準備	2.4.1 試験の準備	
2.4.1.1 原動機の使用形態(以下「テストサイクル」という。)の選択	2.4.1.1 原動機の使用形態(以下「テストサイクル」という。)の選択	
(略)	(略)	
2.4.1.2 計測システムの設置状況及び校正の確認	2.4.1.2 計測システムの設置状況及び校正の確認	
1)・2) (略)	1)・2) (略)	
3) 計測機器の設置状況	3) 計測機器の設置状況	
①～⑤ (略)	①～⑤ (略)	
⑥ 燃料流量を計測する機器の設置にあつては、燃料消費量を改ざんする手段が施されていないことに注意しなければならない。	(新設)	
2.4.1.3～2.4.1.5 (略)	2.4.1.3～2.4.1.5 (略)	
2.4.2～2.4.5 (略)	2.4.2～2.4.5 (略)	
2.4.6 試験報告書 放出量確認を実施した後、原動機製作者等は5.放出量確認のデータ(試験データ)を含む別紙3-3の試験報告書を作成し、管海官庁の承認印を受領のうえ原本を保管すること。 <u>なお、放出量確認の際に原動機製作者等により放出量確認のデータが記録された用紙(原本)又は電磁的記録も併せて保管すること。</u> また、別紙6で要求される計算の全ての計算結果は、当該試験報告書に記載されなければならない。	2.4.6 試験報告書 放出量確認を実施した後、原動機製作者等は5.放出量確認のデータ(試験データ)を含む別紙3-3の試験報告書を作成し、管海官庁の承認印を受領のうえ原本を保管すること。 <u>また</u> 、別紙6で要求される計算の全ての計算結果は、当該試験報告書に記載されなければならない。	